

平成26年産水稲における青死米等の発生状況について

平成26年10月30日
大臣官房統計部
生産局

本年は、北海道から関東・東山では全もみ数が総じて多いことや、8月以降の天候が低温や日照不足傾向であったことから、登熟にバラツキがみられるとともに、青死米等の混入も多い状況となっている。

このため、平成26年産水稲の青死米等の発生状況の実態を把握するため、10月15日現在の水稲収穫量調査に併せて、緊急に調査を実施した。

平成26年産水稲における青死米等の混入割合

	調査実施 サンプル数	青死米等の 混入割合
	点	%
全 国	1,001	6.4
北 海 道	59	17.3
東 北	197	3.9
北 陸	123	8.6
関 東 ・ 東 山	162	5.5
東 海	77	8.9
近 畿	81	9.0
中 国	99	4.0
四 国	62	5.3
九 州	141	2.9

注：1 水稲収穫量調査は、農産物規格規程に定める三等の品位以上に相当する玄米の全量を把握することを目的として実施しており、青死米等の割合が一定程度（農産物規格規程に定める三等品位相当）までであれば水稲収穫量調査においては収量として取り扱う。

2 青死米等の混入割合には、青死米のほか、白死米、着色粒、心白・腹白粒が含まれる。

【参考】

平成26年産の青死米等の混入割合の過去のデータとの比較

今回の調査結果について、過去との比較を行うため、一般社団法人日本精米工業会が同様の手法により平成22～24年産米で行った調査結果との比較を行ったところ、26年産は全国平均で2.1%の増加となっている。

	平成26年産 青死米等の 混入割合	(参考)	
		精米工業会調査に よる過去（平成22～ 24年産）の青死米 等の混入割合	26年産と過去の 平均との比較
	①	②	①－②
	%	%	
全 国	6.4	4.3	2.1
北 海 道	17.3	5.2	12.1
東 北	3.9	4.1	△ 0.2
北 陸	8.6	2.4	6.2
関 東 ・ 東 山	5.5	3.9	1.6
東 海	8.9	8.2	0.7
近 畿	9.0	2.8	6.2
中 国	4.0	4.5	△ 0.5
四 国	5.3	6.5	△ 1.2
九 州	2.9	4.9	△ 2.0

注：1 青死米等の混入割合には、青死米のほか、白死米、着色粒、心白・腹白粒が含まれる。

2 参考データの過去の青死米等の混入割合は、一般社団法人日本精米工業会の米質概況調査による過去データ（平成22～24年産）を基にブロック別に集計した。

なお、当該調査におけるサンプル数は390点（22年産米が147点、23年産米が124点、24年産米が119点）である。

【平成26年産水稻における青死米等調査の概要】

1 調査の目的

本年は、北海道から関東・東山では全もみ数が総じて多いことや、8月以降の天候が低温や日照不足傾向であったことから、登熟にバラツキがみられるとともに、青死米等の混入も多い状況となっている。

このため、本調査は、平成26年産水稻の青死米等の発生状況の実態を把握するため、緊急に実施したものである。

2 調査サンプル

調査に使用するサンプルは、道府県ごとに10月15日現在で水稻収穫量調査が終了し、地方農政局（北海道農政事務所を含む。以下同じ。）又は地域センターが保管している刈取り試料から選定したものとした。

また、サンプル数については、水稻収穫量調査のために設置している作況標本筆数の約1割の数とし、全国で1,001点である。

なお、作況標本筆の設置のない東京都及び沖縄県は除いた。

3 調査・集計方法

- (1) 使用サンプルは、地方農政局又は地域センターの作況標本筆から無作為に抽出した筆の刈取り試料について、水稻収穫量調査の算定に用いた1.70mm以上の米を20g程度に縮分したものをを用いた。
- (2) 抽出したサンプルについては、地方農政局生産部局の検査技術指導官の指導の下、各地域センターにおいて縮分サンプルから青死米等（青死米、白死米、着色粒、心白・腹白粒）を仕分け、その重量を計測した。
- (3) 計測結果については、地方農政局の統計部と生産部局が協力の上集計し、1.70mm以上の重量に占める青死米等の混入割合を算出した。

4 調査した青死米等の解説

(1) 青死米



- 粒の大部分が粉状質の粒で光沢のないもののうち緑色のもの。

(2) 白死米



- 粒の大部分が粉状質の粒で光沢のないもののうち白色のもの。

(3) 着色粒



全面着色粒



部分着色粒

- 全面着色粒は、着色の濃淡に係わらず、着色が粒表面にあるもの。
- 部分着色粒は、着色の濃淡に係わらず、着色が粒の一部にあるもの。
- 着色粒にはこの他に赤米がある。

(4) 心白・腹白粒



心白粒



腹白粒

- 心白粒は、胚乳部の横断面に白色不透明な部分が平板上又は紡錘状となっているもの。
- 腹白粒は、腹部の白色不透明な部分の大きさが、その粒長の3分の2以上でかつ粒幅の3分の1以上のもの。

(参考)

農産物規格規程（農産物検査法第十一条に基づく告示）

- 品位（水稻うるち玄米及び水稻もち玄米）

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ (%)	麦 (%)	もみ及び 麦を除いたもの (%)	
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

お問合せ先

◎【調査の概要】の2及び3の(1)に関すること

農林水産省

大臣官房統計部 生産流通消費統計課 普通作物統計班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線3682

(直通) 03-3502-5687

◎【調査の概要】の3の(2)・(3)及び4、【参考】に関すること

生産局農産部 農産企画課 米穀需給班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線4975

(直通) 03-6738-8973